

訴 状

2018年3月9日

東京地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 植基晴

弁護士 富増四季

弁護士 仲晃生

弁護士 仲尾育哉

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

国籍確認等請求事件

訴訟物の価額 1, 610万円

貼用印紙代 7万1000円

第1	請求の趣旨	4
第2	請求の原因	4
1	本件の核心と概略	4
2	当事者	7
(1)	原告	7
	ア 原告1	7
	イ 原告2	13
	ウ 原告3	15
	エ 原告4	17
	オ 原告5	19
	カ 原告6	20
	キ 原告7	22
	ク 原告8	24
(2)	被告	27
3	確認の訴え	28
(1)	被侵害利益と違憲審査基準	28
ア	総論	28
(ア)	国籍の実質；国民たる資格、権利及び義務を伴う法的紐帶	28
(イ)	日本国籍の実質及び機能	29
(ウ)	国籍法が憲法等の制約の下にあること	32
(エ)	国籍喪失規定の憲法適合性は極めて厳格かつ慎重に審査され るべきこと	33
イ	各論	34
(ア)	日本国籍を奪われない権利、又はほしいままに日本国籍を奪 われない権利（憲法第22条第2項、第13条）	34
(イ)	外国国籍取得は日本国籍離脱の意思の表現ではないこと	35

(ウ) 日本国民が外国国籍を取得しても日本国籍を自動的に奪われない権利（憲法13条）	37
(エ) 法内容についての平等原則；国籍離脱制度（国籍法第13条） 及び国籍選択制度（同法第14条以下）の対象者との著しい不平等（憲法第14条）	41
(オ) 違憲審査基準	43
(2) 国籍法第11条第1項が違憲無効であること	44
ア 国籍法第11条第1項の立法目的に合理性、必要性はないこと	44
(ア) 国籍法第11条第1項の立法目的	44
(イ) 立法目的の検討	45
(ウ) 小括	49
イ 国籍法第11条第1項は違憲無効であること	49
(3) 確認の利益（訴訟要件）	49
ア 原告1乃至原告6	49
イ 原告7及び原告8	50
(ア) 原告7	50
(イ) 原告8	51
(4) 結論 原告らの日本国籍保有	52
ア 原告1、原告2、原告3、原告4、原告5及び原告6が日本国籍を保有すること	52
イ 原告7及び原告8が外国国籍を取得しても日本国籍を失わないこと	53
4 国家賠償請求	53
(1) 立法不作為と被告の過失	53
(2) 立法不作為に起因する損害の発生	55
第3 結論	56

第1 請求の趣旨

- 1 別紙当事者目録記載の原告1、原告2、原告3、原告4、原告5及び原告6が日本国籍を有することを確認する
 - 2 別紙当事者目録記載の原告7及び原告8が外国国籍を取得しても日本国籍を失わない地位にあることを確認する
 - 3 被告は、別紙当事者目録記載の原告1、原告2、原告3、原告4、原告5及び原告6に対して、各人につき55万円の金員及びこれに対する本件訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え
 - 4 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決及び第3項について仮執行の宣言を付すことを求める。

第2 請求の原因

1 本件の核心と概略

「日本国民が、外国籍を取得して生活や活躍の場を日本内外に広げるとき、その日本国民から日本国籍を奪う国籍法第11条第1項は、憲法第10条の委任の範囲を超えるものであり違憲無効である。」

これが本件原告らの主張の核心である。以下、まず本件の概略を示す。

(1) 原告らの概略

本件の原告らは、日本国籍を有し、又は国籍法上有していたと扱われている者である。概略は以下のとおりである。

原告1乃至6は、①日本国籍者の子として生まれ出生により日本国籍を取得したが、その後、生活上の必要からスイス国籍またはリヒテンシュタイン国籍を取得したことにより日本国籍を自動的に喪失したと扱われている者らである。原告7及び8は、②日本国籍者の子と

して生まれ出生により日本国籍を取得した後、生活上の必要からスイス国籍またはフランス国籍の取得を希望しているが、外国国籍取得により日本国籍を喪失したと扱われるおそれがあるため、それら国籍の取得申請をできないでいる者らである。

（2）原告らの被侵害利益～日本国籍～

国籍は、国家と個人の間の「愛着の社会的事実、存在の真正な結びつき、利益及び感情を基礎として、相互の権利及び義務の存在を伴う法的紐帶」（国際司法裁判所 1955年4月6日ノッテボーム事件判決22頁）である。

そして、日本国籍は、日本国の主権者たる地位を基礎づける「我が国の構成員としての資格」であるとともに、「我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」であり（平成20年6月4日最高裁判所大法廷判決）、自我の確立に深く結びついている人格権の重要な要素でもある（東京地方裁判所平成24年11月7日判決）。

（3）侵害行為

ところが、国籍法第11条第1項は、明治憲法下の国籍法第20条をそのまま受け継ぎ、自己の志望により外国の国籍を取得した者からこの「重要な法定地位」であり人格権の重要な要素でもある日本国籍を根こそぎ奪い去る。

これは法的地位の制限にとどまるものではなく、全てを奪い去るという極めて強い侵害態様である。

（4）侵害行為の違憲性

ア 憲法第22条第2項違反及び憲法第13条違反

国籍法第11条第1項は、明治憲法下の国籍法第20条をそのまま受け継いだものである。しかし、明治憲法下における「臣民」

とは異なり、現憲法下では、国民が個人として尊重される主権者であり（憲法第1条、第13条）、国民の幸福追求権が国政上最大限尊重され（同13条）、国籍離脱の自由（同第22条第2項）が保障される。現憲法下では、国民は日本国籍を離脱するか否かを自由に決めることができるのであって（自己決定権）、日本国籍は、日本国籍離脱に向けた本人の直接の意思表示がない限り、失われない（憲法第13条及び憲法第22条第2項）。

国籍法第11条第1項は、外国国籍取得の意思を日本国籍離脱の意思とみなし、日本国籍離脱に向けた本人の直接の意思表示がないにもかかわらず日本国民の日本国籍を失わせるものであって、憲法第10条の委任の趣旨を逸脱し、違憲無効である。

イ 憲法第14条違反

また、日本国籍喪失という重大な結果を自動的かつ強制的に生じさせる国籍法第11条第1項の定めは、重国籍が問題となる他の場合では日本国籍保持の道が法律上残されているのと異なり（国籍法第11条第2項乃至第16条）、外国国籍を自己の志望により取得した日本国民のみを不合理に差別するものである。

すなわち、国籍法第11条第1項は、内容が平等原則を定める憲法第14条に違反するものであり、憲法第10条の委任の趣旨を逸脱し、違憲無効である。

（5）本件の請求の趣旨の内容

原告らは、以上の理由から、国籍法第11条第1項は違憲無効であるとして、原告らのうち既にスイス国籍又はリヒテンシュタイン国籍を取得している原告1乃至6は日本国籍を保有していることの確認を求めるものである（請求の趣旨第1項）。

また、これからスイス又はフランス国籍を取得したいと希望している原告7及び8はそれらの国籍を取得しても日本国籍を失わない地位にあることの確認を、求めるものである（請求の趣旨第2項）。

さらに、原告らのうち既にスイス国籍あるいはリヒテンシュタイン国籍を取得している原告1乃至6は、①昭和25年（1950年）に、明治憲法下の旧国籍法が新憲法に適合しない部分が多くあるとして廃止され新国籍法が制定された際に、外国国籍取得を日本国籍喪失原因とする規定も廃止するか、日本国籍を離脱するかどうかを当事者の意思に委ねる規定に改めるべきだったのに、国会がそれを怠ったことにより、又は、②遅くとも昭和59年（1984年）の国籍法改正時には、国籍法第11条第1項を維持する必要性も合理性もないことが明らかになっており、同条項を廃止または上記のとおり改正すべきだったのに、国会がそれを怠ったことにより、原告らが受けた精神的苦痛に対する損害賠償を求めるものである（請求の趣旨第3項）。

（5）以下、請求の趣旨を基礎づける事実及び関連事実を詳述する。

2 当事者

（1）原告

中略

(2) 被告

国籍法第11条第1項（「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」）は、明治憲法下の国籍法（明治32年法律第66号）第20条（「自己ノ志望ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ」）が現行憲法下でも受け継がれ、そのまま残った規定である。

被告は、国籍法第11条第1項の最終文節を「日本の国籍を自動的に失う」と解釈している（甲9）。

被告が、日本国民の誰が外国国籍を取得したかを正確に把握するのは不可能である。また、外国国籍を自己の志望により取得した日本国民に対して、被告の法務省は、外国に滞在中は国籍喪失届を提出する義務はないという運用を行っている（甲3）。

被告は、外国国籍と日本国籍の両方を有するいわゆる重国籍者に対して、いずれかの国籍の選択を迫る、国籍選択の「催告」制度を法定しているが（国籍法第15条。昭和59年改正時に導入。）、人権上の配慮及び重国籍者の把握の困難などを理由に、これまでにその「催告」を実施したことはない（甲10）。

日本国籍がいかなる者に与えられるのかを述べた裁判先例として、「家族生活を通じた我が国社会との密接な結びつきが生ずること」を挙げた最高裁判所平成20年6月4日大法廷判決があるが、国籍法第11条第1項に関する被告の上記解釈及び運用と、この「家族生活を通じた我が国社会との密接な結びつき」を日本国籍付与の要件とした最高裁裁判例との関係は、明らかでない。

3 確認の訴え

(1) 被侵害権利と違憲審査基準

ア 総論

(ア) 国籍の実質；国民たる資格、権利及び義務を伴う法的紐帶

国籍とは、国家の構成員である資格、つまり国民たる資格あるいは法的地位を意味する（甲11、江川「国籍法第3版」3頁）。

国籍の実質に関して、国際司法裁判所は、重国籍者の外交保護権の衝突が問題となったノッテボーム事件の判決において、それまでの同種事案に関する諸国や司法機関の判断、学説等に依拠して、国籍とは、国家と個人の間の「愛着の社会的事実、存在の真正な結びつき、利益及び感情を基礎として、相互の権利及び義務の存在を伴う法的紐帶」であると述べた（甲12の1、国際司法裁判所1955年4月6日ノッテボーム事件判決22頁）。

また、日本の裁判例には、国籍と人格権の関係について、「（人の出自・）国籍は自己の起源を認識する契機として、いずれも自我の確立に深く結びついており、これらは人格権の重要な要素」であるとしたものがある（東京地方裁判所平成24年11月7日判決、甲13、146（1434）頁）。

国籍はまた、国家による権利保障を受ける前提となるものであるという意味で、特に無国籍者保護の観点から、「権利を取得するための権利」などと性質づけられることもある（甲14、奥田安弘「家族と国籍～国際化の安定のなかで」18頁）。ただし、見落としてならないのは、ある国の国籍を保有することは、その国に対する「権利」を取得すると同時に、その国の国民としての「義務」を負うことでもあるという、国家と国民の相互関係の存在である（上記国際司法裁判所判決参照）。

(イ) 日本国籍の実質及び機能

I 日本国籍の実質

上で述べた国籍の実質を、以下、日本国籍に即して概説する。

日本憲政史を紐解くと、明治憲法制定時において、日本国籍を有する者すなわち日本国民たる者は法律上の公権及び私権を享有すると考えられていた（甲 15、伊藤博文、『大日本帝国憲法義解』明治 22 年（1889 年）46 乃至 47 頁）。

この見解で示された公権享有主体という観点に、現行憲法で導入された基本的人権保障の観点を加えて、日本国籍の実質を説明したのが、日本国籍は、日本国の主権者たる地位を基礎づける「我が国の構成員としての資格」であるとともに、「我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位」であるとした平成 20 年 6 月 4 日最高裁判所大法廷判決である。

また、明治以来、日本国籍は、血統主義に基づいて付与されるのが原則であり（旧国籍法（明治 32 年法律第 66 号）第 1 条、改正前国籍法（昭和 25 年法律第 147 号）第 2 条、改正後国籍法（昭和 59 年法律第 45 号）第 2 条 1 項 1 号）、日本国籍には生來の血縁関係を基礎とするという特徴がある。

日本の裁判例には、上述のとおり、国籍と人格権の関係について、「（人の出自・）国籍は自己の起源を認識する契機として、いざでも自我の確立に深く結びついており、これらは人格権の重要な要素」であるとしたものがあるが（東京地方裁判所平成 24 年 1 月 7 日判決、甲 13）、父母との血縁関係を基礎とする日本国籍の場

合、国籍はまさに自己の血肉と関わるものであり、日本国籍と自我の確立の結びつきは極めて深い。

II 日本国籍の機能

国籍の法律上の機能を、日本国籍に即して概説すると、以下のとおりである。

(I) 国際法的機能

日本国は、在外の日本国民につき外交的保護の権利を有する。

また、日本国は、他国の領域に在留することを許されない日本国民を自国領域に受け入れる義務がある。(甲11、江川10頁)

在外の日本国民が緊急時に在外公館に救助を求めるができるのは、法制上は外務省設置法第4条第8号によるものであるが、その淵源は、在外の日本国民も「国家の構成員」としての資格を有する者であるという国内法上の地位に基づくものであると同時に、上記国際法上の権利及び義務によるものであるとも言える。

(II) 国内法的機能

日本国籍は、「我が国の構成員としての資格」(上記平成20年6月4日最高裁判所大法廷判決)であり、日本国の主権者たる地位を基礎づけるものである。

そして、日本国は、文明国の一員として、外国人にも日本国民と同じような広範な法律上の地位を認めているとの見解があり(甲11、江川10頁)、最高裁判所第二小法廷昭和25年12月28日判決も、「いやしくも人たることにより当然享有する人権は不法入国者と雖もこれを有するものと認むべきである」として、人権保障は外国人にも日本人と等しく及ぶとする考えをとっていた。

ところが、その後、最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決は、外国人に対する憲法上の権利の保障について、権利の性質上日本国民を対象とするもの以外は在日外国人に等しく及ぶとする一方、その権利の保障は法務大臣の裁量に任せられた在留制度のわく内で与えられたものに過ぎないとして、外国人の人権保障の範囲を狭めるに至った（マクリーン事件判決）。

この最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決を前提にする以上、日本国籍の有無は、基本的人権の保障を受けるうえで極めて重大な意味を持つ。国籍は「権利を得るための権利」であるという前述（ア）の言い回しにならって言えば、日本国籍は「憲法上の人権を享受するための権利」である。

なお、国内法上、日本国籍を保有しない者が制約を受ける主要なもの権利及び自由として、下記が挙げられる（甲11、江川11～14頁参照）。

- ① 出入国・居住、就労等の権利（職業選択の自由）
- ② 参政権
- ③ 公務就任権
- ④ 鉱業権、漁業権等の事業を行う資格や権利、工業所有権（特許権）、社会保障上の諸権利等

日本国との関係で、これらの権利や自由を国籍による制約を受けずに享有するためには、日本国籍を保有することが不可欠である。

（III）国際私法上の機能

日本国籍は、国際私法上の連結点としての機能を有する。（甲11、江川14頁）。

したがって、親族法や相続法という極めて私的な法領域において日本法の規律を受けるためには、日本国籍を有することが求められる場合が少なくない。

III 日本国籍の重要性

以上のとおり、日本国籍は、日本国の主権者たる地位を基礎づけるものであり、かつ、憲法上の権利の保障を受けるための権利であり、しかも、個人の人格権の重要な一部（東京地方裁判所平成24年11月7日判決）であると同時に、日本国民が私的生活や、経済分野及び公的分野等における社会生活を営んでいくうえでも、極めて重要な意味を有する。

（ウ）国籍法が憲法等の制約の下にあること

憲法第10条は「日本国民たる要件は法律で定める。」と規定し、日本国民の要件を定める法律として国籍法（昭和25年法律第147号）が制定されている。

そして、すべての法律は、憲法及び日本国が批准した国際条約、さらには国際慣習等の制約を受けるのであって（憲法第98条第1項、第2項）、国籍法が定める「日本国民たる要件」も憲法等の制約に服する。

もし国籍法の規定が、憲法の各条項が国民に保障する権利を正当な理由なく侵害するものであれば、その国籍法の規定は、それら権利を保障する憲法の各条項に違反し違憲無効であるし、同時に、憲法第10条の委任の範囲を逸脱するものとして違憲無効である（最高裁判所平成20年6月4日大法廷判決参照）。

(エ) 国籍喪失規定の憲法適合性は極めて厳格かつ慎重に審査されるべきこと

上記（イ）のとおり、現代日本において、日本国籍の有無は、日本国構成員としての資格、公権の行使主体としての地位、人権保障の範囲及び有無などを決定づける極めて重要な意味を有する（昭和53年10月4日最高裁大法廷判決、平成20年6月4日最高裁判所大法廷判決等）。

また、日本国籍は、日本国民にとって人格権の重要な一部である（東京地方裁判所平成24年11月7日判決）と同時に、日本国民が私的生活や、経済分野及び公的分野等における社会生活を営んでいくうえでも、極めて重要な法的地位である。

このように重要重大な意味を有する日本国籍を日本国民から喪失させる国籍法第11条第1項の規定の憲法適合性は、極めて厳格かつ慎重に審査されなければならない。

イ 各論

(ア) 日本国籍を奪われない権利、又はほしいままに日本国籍を奪われない権利（憲法第22条第2項、第13条）

I 日本国籍を奪われない権利

憲法第22条第2項は、「何人も、外国に移住し、国籍を離脱する自由を侵されない」と規定する。これは日本国籍の喪失に関する憲法上唯一の規定で、日本国籍離脱の自由を保障するものである。

明治憲法には、国籍離脱に関する規定はなく、国籍に関しては国民（臣民）の要件を法律に委任する第18条（現行憲法第10条と同趣旨の規定）が置かれたのみであった。

そして、明治憲法下の国籍法では、日本国籍の離脱には政府の許可等の条件が付されており、個人の自由意思に基づく日本国籍離脱が容易には認められなかつたが（甲 11、江川 138～139 頁）、それは、国民は「絶対ニ、無限ニ、國權ニ服従スル者ナリ」（甲 16、穂積八束、「国民教育憲法大意」明治 30 年（1897 年）、31 頁）と考えられ、いわば国民は国家の従属物とされていたためであった。このことは、国籍法第 11 条第 1 項の前身で同条項と同様の内容である明治 32 年国籍法第 20 条（「自己ノ志望ニ依リテ外國ノ國籍ヲ取得シタル者ハ日本ノ國籍ヲ失フ」）の提案理由が、「自己ノ意思ヲ以テ日本ヲ離レテ外國ノ國籍ニ入ル者ハ強ヒテ之ヲ日本人ト為シ置クモ毫モ日本ニ益ナキノミナラス國籍ノ積極的衝突ヲ生スル弊害アリ」（甲 17、民法修正案理由書附法例修正案國籍法案不動産登記法案各理由書 66～67 頁、明治 31 年（1898 年））とされ、「日本ニ益」あるや否やという為政者の判断を出発点として立法作業が進められたことにも表われている。

そうした旧弊を改めるべく制定された、個人の尊重（憲法第 13 条）を基本原理とする新憲法では、すべての国民に対して、第 13 条が、日本国籍離脱についての自己決定権を人格権の一つとして保障し、その具体的表現として、第 22 条第 2 項が、日本国籍離脱の自由を保障することになった。

いわば、憲法第 22 条第 2 項及び第 13 条が一体として、日本国民に日本国籍を奪われない権利を保障している。

憲法のこれら両条項が日本国籍を奪われない権利を保障していることは、世界人権宣言第 15 条第 2 項が、「何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。」と定めることと符合する。これと同様の規定はヨー

ロッパ国籍条約第4条Cにもあり、「ほしいままに国籍を奪われない権利」すなわち実体的合理性がない限り国籍を奪われない権利の保障は国際慣習法となりつつあるが（甲18、近藤敦「人権法」40頁以下）、現行憲法は、この保障をさらに進めた内容を制定当初より保障したものであった。

したがって、日本国籍を当事者本人の意思に反して自動的に喪失させる国籍法第11条第1項は、憲法第22条第2項及び第13条が一体となって絶対的に保障する「日本国籍を奪われない権利」を侵害するもので、違憲無効である。

II ほしいままに日本国籍を奪われない権利

仮に、「日本国籍を奪われない権利」の保障が、世界人権宣言や形成されつつある国際慣習法レベルの保障と同程度の「ほしいままに国籍を奪われない権利」、すなわち、「実体法上の合理性がない限り日本国籍を奪われない権利」の保障であるとしても、その場合、国籍法第11条第1項の憲法適合性は、国籍の有する重要性（前記ア）に鑑み、極めて厳格な基準によって慎重に審査されなければならない。

具体的には、必要不可欠な目的のための必要最小限の制約を課すものでない限り、国籍法第11条第1項は、憲法第22条第2項及び第13条に反し違憲無効となる。

（イ）外国国籍取得は日本国籍離脱の意思の表現ではないこと

ところで、上記（ア）に関して、学説には、国籍法第11条第1項が定める外国国籍取得を原因とする日本国籍の喪失について、それは「直接に個人の意思に基づくものではないが、志望により外国の国籍を取得することは、その反面、間接的には、従来の国籍を離脱す

る意思の表現とみるのが自然であるから、広い意味において個人の意思に基づく国籍の喪失の一場合とみることもできるであろう。」とするものがある（甲11、江川131頁）。

しかし、「志望により外国の国籍を取得すること」と「従来の国籍を離脱する意思の表現」とは、形式において全く異なる内容の意思の表現であり、明らかに別のものである。

理論面においても、「志望により外国の国籍を取得すること」を、「家族生活を通じた我が国社会との密接な結びつき」（最高裁判所平成20年6月4日大法廷判決）に基づく日本国籍を自ら「離脱する意思の表現」とみることに、論理的根拠は無い。そもそも上記見解自身も両者の関係について「間接的には」「自然」としか記載しておらず、論理的な根拠が無いことを認めている。

実際にも、後記（ウ）で詳述するが、外国在住の日本国民の場合は特に、日本国内に居住する日本国民以上に日本国と自己のつながりを重要なものとして認識していることが多く、現実には、外国の国籍を取得する際に日本国民が日本国籍を離脱する意思を有していないことがほとんどである。また、自分や家族の生活を守るために外国国籍取得を選択せざるを得ない場合もある。そもそも外国の国籍を取得することで日本国籍を失うとする国籍法の規定があることを知らずに、外国国籍を取得する日本国民も少なくない。

すなわち、外国国籍取得の意思表示と日本国籍離脱の意思表示は、形式的・論理的に明らかに異なるのみならず、質的にも決定的に異なる。外国国籍の取得は、多くの場合、主に海外で暮らす日本国民が生活上の必要に迫られて行う便宜的側面の強い意思表示である。これに対し、日本国籍からの離脱は、血統によって出生と同時に与えられ人生を共に歩んできた日本国籍との決別を意味し（それが有形

無形の社会的圧力によって本人の真意に反して強制されることもある。）、人格権の根幹に関わる重大な意思表示である。

日本国籍離脱の意思表示は、生活の必要というレベルを超えて、これまでの人生において血肉と化してきた日本国籍との決別に向けたものである。かかる日本国籍離脱の意思表示を、これから新たに取得しようという外国国籍の取得の意思表示と同一視したり、外国国籍取得の意思表示に含ませたりすることは許されない。

このように、形式的・論理的にも質的にも、外国国籍の取得を日本国籍離脱の意思の表れとみなすべき合理的根拠はないどころか、みなすべきでないことが明らかなのであって、国籍法第11条第1項による国籍喪失を「個人の意思に基づく国籍の喪失」とみなすのは、誤りである。

(ウ) 日本国が外国国籍を取得しても日本国籍を奪われない権利 (憲法第13条)

幸福追求権は、「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とするものである（憲法第13条）。

そして、外国国籍を取得したことを理由として日本国籍を自動的に奪われないことが、日本国民の幸福追求にとって不可欠である。何らかの形で生活の拠点の全部又は一部が日本国外にある日本国民、あるいはこれから日本国外に生活や活躍の場を求めようとする日本国民に関して、それは極めて顕著に現れる。

以下で、そのような日本国民にとって、外国の国籍を取得したことを理由として日本国籍を自動的に奪われないことが幸福追求及び人格的生存にとって必要不可欠であることを、説明する。

I 安定した生活・活躍の基盤を築くための外国国籍取得の必要性

日本国民が、外国において、就職や起業をしたり、就職先で昇進したり、社会保障などの行政サービスを受けたりしたいと希望しても、当該国の国籍が要件とされ、叶わない場合がある。

また、何らかの形で生活の拠点の全部又は一部がある外国の国籍がない日本国民は、当該国での参政権を行使できず、自分や家族の生活に大きな影響を与える政策決定過程に、納税者であるにもかかわらず関与できない。その結果、極めて厳しい法改正を甘受せざるを得ない場合がある。

日本国民も、外国の国籍を取得すれば、当該国に在留外国人としてではない安定した生活の基盤を築くことができ、活躍の場を広げることが可能になる。自分や家族の生活に影響を与える法改正等について積極的に関与することも可能になる。

このように、何らかの形で生活の拠点の全部又は一部が日本国外にある日本国民、あるいはこれから日本国外に生活や活躍の場を求めようとする日本国民が自己実現と幸福追求を目指すとき、外国の国籍を取得することは、極めて重要な意味がある。

II 日本国民にとっての日本国籍保有の重要性

日本国民の多くにとって日本国籍は、容易に切り捨てる事のできない祖国との紐帯であり（甲12の1、前掲国際司法裁判所1955年4月6日ノッテボーム事件判決23頁）、アイデンティティの重要な一部分である。

国籍とアイデンティティのこのような関係を、国連人権理事会は「人権と国籍の恣意的剥奪」（2016年6月30日採択決議）第11項において、「アイデンティティへの権利は国籍の権利と本質的に連結している」と表現した（甲19の1）。

人は誰でも、出身国内在住であれ出身国外在住であれ、国籍国、国籍国社会の影響下あるいはそれらとの関連性の中で、人格形成をする。いわば、国籍の影響を受け、外部・内部から自己規定され、人格形成が進む。そこに、愛着、アイデンティティとしての国籍が生じる。ノッテボーム事件判決で「愛着(attachment)」という語が使われたのは、国籍の有するこのような性質を表現したものに他ならない。

しかも、日本国外で生活する日本国民が、祖国を離れるほどに祖国への思い、祖国日本とのつながりを求める心情を強めていくのは、珍しい話ではない。

というのも、外国社会で暮らしている日本国民には、身体的特徴や言葉、生活習慣などを通じて自分の存在が常に日本と関連付けられるものであることを意識する機会が、日本国内で暮らしている場合と比べてはるかに多い。しかも、外国社会で暮らしている日本国民は、旅券等日本国籍を示す身分証の携帯を常に義務付けられたり日本国籍しか持たないことによって居住国での参政権や社会保障受給などの制約を受けたりするほか、就労や就学など日常生活の様々な場面で自分の存在が日本国籍と関連づけられるものであることを意識させられる。

このような日々の生活の中で、生来ずっと一緒にあった日本国籍への愛着が、日本国外で生活する日本国民の心中で人格的生存に不可欠なまでに強まっていく。その国籍が、「血」、血統主義によって親から受け継がれたものであれば、なおさらである。

加えて、日本国外で生活する日本国民にとって日本国籍は、親族や旧友たちとの交流目的や家族の看護・介護等の目的で祖国日本と居住国を往来する場合や、将来自分が日本に帰って生活

することになった場合などに、日本へ出入国したり日本で暮らしたりする「権利」を保障されるための安定した地位であって、現在及び将来の幸福な生活を追求するうえで重要不可欠なものもある。

このように極めて重要な意味を持つ日本国籍を一方的に奪われずに保有することは、何らかの形で生活の拠点の全部又は一部が日本国外にある日本国民、あるいはこれから日本国外に生活や活躍の場を求めようとする日本国民にとって、精神面でも実際面でも、幸福を追求するうえで欠かせない。このことは、明治憲法において存在しなかった国籍離脱の自由を日本国憲法が第22条第2項において定めていることにも表われている。

III 外国国籍を取得したことを理由に日本国籍を奪われない権利

したがって、「日本国民が外国の国籍を取得しても日本国籍を奪われない権利」は、幸福追求権（憲法第13条）の重要な一内容として保障される（甲20、近藤敦、複数国籍の容認傾向、107頁参照）。

IV 人格権、幸福追求権の侵害と違憲審査基準

国籍法第11条第1項は、外国国籍の取得を日本国籍の自動的な喪失原因としており、「日本国民が居住国の国籍を取得しても日本国籍を奪われない権利」を侵害する。

同条項は、何らかの形で生活の拠点の全部又は一部が日本国外にある日本国民、あるいはこれから日本国外に生活や活躍の場を求めようとする日本国民らの上記の心情を一顧だにせず斬り捨て、かつ、彼・彼女らに、外国の国籍を取得するのを躊躇わせ、あるいは、本意ではない日本国籍喪失を一方的に強いる。同条項は、彼、彼女らが生活や活躍の場を得ることを妨げ、あるいは

は、彼、彼女らのアイデンティティーと尊厳を傷つけ、人格的生存を脅かし、彼、彼女らの幸福追求権を著しく侵害する。

その弊害は、第2次世界大戦後、国際的な人の移動が飛躍的に活発になり、日本国外で生活、活躍しようとする日本国民が増えるにつれて、ますます大きくなっている。国籍法第11条第1項は、故南部陽一郎氏や中村修二氏、カズオ・イシグロ氏らのノーベル賞受賞者が「元日本人」などと表記されざるを得ない原因にもなっている。

幸福追求権は、「立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」ものである。

「日本国民が居住国の国籍を取得しても日本国籍を自動的に奪われない権利」を侵害し、日本国民の人格的生存を脅かす国籍法第11条第1項は、日本国民の幸福追求権を著しく侵害するものであり、その憲法適合性は、厳格な基準によって審査されなければならない。

具体的には、必要不可欠な目的のための必要最小限の制約を課すものでない限り、国籍法第11条第1項は、第13条に反し違憲無効となる。

(エ) 法内容についての平等原則；国籍離脱制度（国籍法第13条）及び国籍選択制度（同法第14条以下）の対象者との著しい不平等（憲法第14条）

I 重国籍発生防止の制度

国籍法第11条第1項の立法目的は重国籍の発生防止である（甲11、江川18頁。甲21、甲22）。

現行国籍法上、日本国籍を現に有する者の重国籍防止のための他の制度として、国籍離脱（同法第13条第2項）、国籍選択（同法第14条第1項、第2項、第11条第2項）がある。

国籍離脱は、自己の志望によらず外国国籍を付与された日本国民が法務大臣に届け出ることで日本国籍を離脱できるとする制度である。国籍選択は、外国国籍を有する日本国民に外国国籍と日本国籍の選択を宣言させる制度である。前者の離脱は、後者の選択の方法の一つとされる（同法第14条第2項）。

国籍法第14条を受けて、同法第15条は、法定の期間内に日本国籍の選択をしない者に対して法務大臣が国籍選択の催告を行なうことができ、その催告を受けて一ヶ月以内に日本国籍を選択しない者は日本国籍を失うと定める。

II 国籍法第11条第1項該当者に関する著しい不平等

しかし、そもそも日本国籍の選択を宣言した者も、外国の国籍の離脱に努めなければなければならないと規定されるのみで（国籍法第16条第1項）、国籍法第11条第1項に該当する者以外で外国国籍を有するに至った者には、事実上、日本国籍と外国国籍の両方を保有することを認める法制度となっている。また、日本国籍を新たに取得する者も外国国籍を維持できる場合がある（国籍法第5条第2項、第1項第5号）。

一方、国籍法第11条第1項に該当する者は日本国籍を法律上当然に喪失させられるとされており、同条項該当者とそれ以外の者の扱いには著しい不平等がある。

III　日本国籍の保有に関する法内容についての平等原則と違憲審査基準

日本国籍の保有の有無という、日本国の構成員になるかどうか、そして日本国憲法による基本的人権保障の客体となるなどに関わる極めて重要な地位に関して、外国国籍取得経緯を理由としてこれほど著しい不平等取扱いを設けることの憲法適合性は、極めて厳格な基準によって審査されなければならない（憲法第14条第1項第1文）。具体的には、必要不可欠な目的のための必要最小限の制約を課すものでない限り、国籍法第11条第1項は、第14条に反し違憲無効となる。

（オ）違憲審査基準

以上のとおり、国籍法第11条第1項は、憲法が日本国民に保障する日本国籍を奪われない権利（憲法第22条第2項、第13条）を侵害し、違憲無効である（上記（ア）I）。

仮に、憲法第22条第2項が直接明示的には日本国籍を奪われない権利を保障していないとしても、憲法は、世界人権宣言第15条第2項を解釈指針とし、憲法第13条と合わせてみれば、「ほしいままに日本国籍を奪われない権利」（憲法第22条第2項、第13条）を保障していると解釈するのが妥当であり、国籍法第11条第1項はこの権利を侵害する（上記（ア）II）。

また、国籍法第11条第1項は、日本国民が外国の国籍を取得しても自動的に日本国籍を奪われない権利（憲法第13条）を侵害する（上記（ウ））。

しかも、国籍法第11条第1項は、法内容についての平等原則（憲法第14条）に反する（上記（エ））。

国籍法第11条第1項の憲法適合性は、これら各権利及び原則に
関し、いずれも必要不可欠な目的のための必要最小限の制約を課す
ものでない限り、上記各条項に反し違憲無効となる。

(2) 国籍法第11条第1項が違憲無効であること

ア 国籍法第11条第1項の立法目的に合理性、必要性はないこと

(ア) 国籍法第11条第1項の立法目的

国籍法第11条第1項の目的は、重国籍の発生防止である（甲1
1・江川131頁、甲21、甲22）。

そして、重国籍発生を防止すべきとする思想の根底にあるのが、
人は唯一の国籍をもつべきであるという思想（「国籍唯一の原則」
といわれる。）である（甲11・江川18頁）。

明治国籍法を廃して現行国籍法を新たに制定した昭和25年
(1950年)の国会審議でも、政府委員村上朝一が「国籍の抵触
についてのある種の問題に関する条約（昭和5年(1930年)）」
の前文から「一切の個人が一個の国籍を有すべき且一個以上を有
すべからざることを国際社会の各員をして認めしむるは国際社会
の一般利益なることを確信し」という一節を引用して国籍法案第
8条（現第11条1項）の立法目的を説明し（甲22、昭和25年
4月19日参議院法務委員会）、また、昭和59年の国籍法改正時
における国会審議でも、法案の説明に立った政府委員枇杷田泰助
法務省民事局長は、「国籍唯一の原則というのが世界における国籍
を考える場合の一つの重要な原則ということにされておるわけで
ございまして、私どもも、その原則は国籍法の制定あるいは国籍法
の改正に当たりましても非常に重要な準拠すべき原則であると考
えております」「今度の立法の姿勢といたしますと、国籍唯一の原

則というものを貫くべきだという立場に立ちまして」「国籍唯一の原則というのが国籍法を考える上におきます重要な原則でございます」（甲23、衆議院法務委員会昭和59年4月3日）、「二重国籍を認めるべきでないというのは国籍法の中で言っておりますが、国籍唯一の原則というのが今これは国際的にも承認された原則である」「私どもは二重国籍というのは国家というもの考え方から望ましい存在ではないというふうに考えております」（甲24、参議院法務委員会昭和59年5月10日）と、「国籍唯一の原則」が国際的に承認されていることを前提に、重国籍を排除する方針で国籍法改正を目指す旨を、説明した。

しかし、「国籍唯一の原則」は理念上の産物に過ぎず、現実社会には存在しないものであり、そのことは1950年代初頭には国際連合の国際法委員会のレポートで確認されていた。また、同原則の実質的根拠とされる重国籍による様々な不都合も、現実には問題とならないものばかりである。以下、詳述する。

（イ）立法目的の検討

I いわゆる「国籍唯一の原則」について

（I）「国籍唯一の原則」は、明治28年（1895年）の万国国際法学会で唱えられたものの、生地主義と血統主義が混在し重国籍が生じるのを止めようもない世界情勢の下では、単なるお題目にならざるを得ないものであった。

日本においても、明治31年（1898年）の国籍法法典調査会で、梅謙次郎委員が、「復國籍又ハ無國籍ト云フコトハ全ク避ケルコトハ出来ナイ全ク避ケルコトニ為レハ日本ノ法律カ外國ノ法律ノ奴隸ニ為ラナケレハナラヌ」と述べたほどで（甲25、法典調査会速記録）、客観的に見るなら、「国籍唯一の原則」は、

もともと「原則」などではなく、むしろ臣民の管理に関する国家行政上の「願望」とでも呼ぶべきものであった。

それゆえ、その後、国際的に発展していったのは、「同原則」に基づく国籍法立法を推進する動きではなく、重国籍の発生という避けがたい現実を前提に重国籍に係る問題の処理のルールを整える動きであった（国籍の抵触についてのある種の問題に関する条約（昭和5年（1930年））など）。

そして、昭和22年（1947年）、現行憲法が施行された時には、世界はもはや「国籍唯一の原則」など存在しないというほかない状況にあった。昭和24年（1949年）に重国籍に関する問題の検討を国連事務総長より求められた国際法委員会も、その調査をまとめた昭和29年（1954年）の報告書で、国籍法に関する国際法上の原則として存在しうるのは、国籍を誰に付与するかは各国がその主権をもって定めるということ（国籍の抵触についてのある種の問題に関する条約第1条が定める内容）のみであるとしている。（甲26の1）。

この国際法委員会の報告書や過去の文献、そして各国の法制度を詳細に検討して、「国籍唯一の原則」など存在しないことを事細かに実証したのが、永田論文である（甲27、永田誠、いわゆる「国籍唯一の原則」は存在するか、昭和61年（1986年）3月）。永田は、その実証結果を意見書にまとめ、昭和59年（1984年）の国籍法改正国会審議に先立つ昭和58年（1983年）5月14日、法務省民事局第5課に提出した（同94〔583〕頁）。

その後も、国際社会では、重国籍者の発生という避けがたい現実を前提に重国籍に係る問題の処理のルールを整える動きがま

ますます加速し、1980年代以降、重国籍容認の流れは一層顕著になった。たとえば、欧州評議会が、1993年には国際結婚の配偶者と子、移民2世の重国籍を容認する第2選択議定書を採択し、1997年のヨーロッパ国籍条約では重国籍を各国独自の選択に任せる中立の立場を表明した。国別では、1990年代以降、米州ではコロンビア、ドミニカ、エクアドル、コスタリカ、ブラジル、メキシコが重国籍を容認した。欧洲ではスイス、イタリア、スウェーデン、フィンランドが重国籍全面容認国となった。オーストラリアも在外国民の場合を含む全面容認国となり、アジアでも移民送り出し国のフィリピンやベトナムが、在外国民の重国籍を認めるに至った（甲20、近藤93～94頁、97～104頁）。

そして、2011年時点の国際連合の調査によれば、国連加盟国196カ国中、53%の政府が、外国に行きそこの国籍を取得した自国民が何ら制限なく自国の国籍を保持することを容認しており、その他の19%の政府が、外国に行った自国民が自国（出身国）の国籍を維持することを一定の条件の下、容認していた。そして、残り28%の政府が、二重の国籍を許す規定を持たないとの調査結果であった（甲28の1）。

このように、「国籍唯一の原則」が元来実現不可能な願望やお題目に過ぎなかったことが、現代の世界の重国籍容認化傾向の下で明らかになっている。

「国籍唯一の原則」に固執するのが現実にそぐわないことは、2000年代に入ると日本でも、国会での議論や政府関連の文献でも率直に指摘されている（甲29、甲30）。

被告自身も「国籍唯一の原則」など徹底しようもないことを認識しており、「同原則」を徹底しようとする意思もない（甲 1 0）。（II）したがって、そもそも存在しない「国籍唯一の原則」は、国籍法第 1 1 条第 1 項の正当化根拠になり得ない。

II 「国籍唯一の原則」の実質的理由とされてきたものについて

なお、「国籍唯一の原則」の実質的理由として、従来、兵役義務や外交保護権の衝突、忠誠義務の衝突、重婚の発生、渉外事件の準拠法決定に混乱が生じることなどが挙げられてきた。

たとえば、明治国籍法制定にあたっての審議において語られた唯一の実質的理由は、兵役義務の衝突であった。（古賀廉造委員の「之ハ私カ想像スルノテナイ外國ニ於テモ此重國籍ノ最モ憂フヘキコトハ徵兵令テアリマス」との発言参照。法典調査会速記録 9 3 頁。）しかし、兵役義務の衝突は徵兵制度のない現行憲法下では問題にならない。

また、外交保護権の衝突も実効的国籍の原則（上記ノッテンボーム事件判決等）による解決のルールが国際慣習法上成立しており、現実問題化したことはない（甲 1 0、甲 2 7、甲 3 0）。

このように、「国籍唯一の原則」の実質的理由として挙げられてきた問題は、いずれも同原則の実質的理由になり得ないだけでなく、重国籍の発生防止を目的とする立法の理由にもなり得ないものばかりであった。このことは、上記の国連の報告書で 7 0 % 以上の国が重国籍を認容する法令を有することからも明らかである（甲 2 8 の 1）。

したがって、実質的に見ても重国籍の発生防止を立法目的とすることには合理性も必要性もなく、重国籍の発生防止という立法目的は必要不可欠なものではない。

（ウ）小括

以上のとおり、重国籍の発生防止を立法目的とすることに合理性も必要性もないで、重国籍の発生防止は立法目的として必要不可欠とは言えない。

したがって、手段の適法性を検討するまでもなく、国籍法第11条第1項は、憲法第13条、第14条、第22条第2項、第31条に違反し、無効である。

イ 国籍法第11条第1項は違憲無効であること

以上のとおり、国籍法第11条第1項（昭和59年改正前は第8条第1項）の規定は現行憲法下では違憲無効である。その無効は、国籍法施行日（昭和25年7月1日）に遡る。

（3）確認の利益（訴訟要件）

ア 原告1乃至原告6

イスラエル国籍を取得している原告1、原告2、原告4、原告5及び原告6と、リヒテンシュタイン国籍を取得している原告3は、国籍法第11条第1項により、日本国籍を喪失した扱いを受けている。

その結果、上記原告らは、日本国民としての重要な権利である選挙権を行使できず、日本国民としての居住移転の自由や職業選択の自由を日本国内では行使できず、また、日本への出入国にあたって外国籍者としての扱いを受けるなど、様々な不利益を強いられている。そもそも日本国籍は現憲法の下、主権者である日本国民の地位を定めるものであり、「憲法上の人権を享受するための権利」としての本質を持つ。そのため、日本国籍を喪失したとの扱いを受

ることにより、上記原告らの法律上の権利は明らかに侵害されている。

したがって、上記原告らには確認の利益がある。

イ 原告 7 及び原告 8

(ア) 原告 7

生活上の必要からスイス国籍の取得を望んでいる原告 7 は、祖国、ふるさとへの愛着の深さゆえに、国籍法第 11 条第 1 項による日本国籍の自動的喪失を受け入れる決意を固めることができず、スイス国籍取得手続に踏み切れないでいる。

その結果、原告 7 は、スイスでの職業上のキャリアに制約を受けざるを得ず（職業選択の自由（憲法第 22 条第 1 項）の国籍法第 11 条第 1 項による侵害）、幸福追求権（憲法第 13 条）を侵害されているほか、台湾出身の妻や将来の子どもたちと共に家族として一体の保護を受ける権利（市民的及び政治的自由に関する国際規約第 23 条第 1 項、第 17 条第 1 項及び第 2 項。）をも侵害されている。

また、原告 7 が、生活の必要からやむを得ずスイス国籍を取得した場合、原告 7 は、スイス国籍取得の理由にかかわらず自動的に日本国籍を喪失したとの扱いを受ける。その結果、原告 7 は、必要に迫られスイス国籍を取得せざるを得なかったという事実により、日本国籍を離脱するかどうかを決定する自由（憲法第 22 条第 2 項）を奪われてしまう。

そのため、スイス国籍の取得を望む原告 7 は日本国籍を離脱するかどうかを決定する機会を理不尽に奪われる危険に直面さ

せられており、この点でも原告7は幸福追求権及び人格権（憲法第13条）を侵害されている。

このように原告7は、法律上の権利を明らかに侵害されている。したがって、原告7には確認の利益がある。

（イ）原告8

生活上の必要からフランス国籍の取得を望んでいる原告8は、祖国日本、ふるさとへの愛着の深さゆえに、国籍法第11条第1項による日本国籍の自動的喪失を受け入れる決意を固めることができず、フランス国籍取得手続に踏み切れないでいる。

その結果、原告8は、居住国フランスでの社会保険に加入しつづけられるか不透明で、障がいを持つ妻との将来の生活に大きな不安を抱えざるを得ず、健康で文化的な最低限度の生活（憲法第25条第1項）を送ることも難しくなるのではとの不安にさいなまれるなど、幸福追求権（憲法第13条）を侵害されている。

また、原告8が、社会保険等の不安やスイスで起業するうえでの障害を取り除いたり居住国フランスでの参政権行使したりする必要に迫られフランス国籍を取得した場合、原告8は、自動的に日本国籍を喪失したとの扱いを受ける。その結果、原告8は、必要に迫られフランス国籍を取得せざるを得なかったという事実により、日本国籍を離脱するかどうかを決定する自由（憲法第22条第2項）を奪われてしまう。

そのため、フランス国籍の取得を望む原告8は日本国籍を離脱するかどうかを決定する機会を理不尽に奪われる危険に直面させられており、原告8は、この点でも幸福追求権及び人格権（憲法第13条）を侵害されている。

このように原告8は、法律上の権利を明らかに侵害されている。したがって、原告8には確認の利益がある。

(4) 結論 原告らの日本国籍保有

ア 原告1、原告2、原告3、原告4、原告5及び原告6が日本国籍を保有すること

(ア) 以上のとおり、国籍法第11条第1項は違憲無効なので、原告1、原告2、原告4、原告5及び原告6はスイス国籍を取得した後も、原告3はリヒテンシュタイン国籍を取得した後も、日本国籍を喪失していない。

(イ) これについて被告は、スイス国籍取得後に上記原告らの一部が在スイス日本国領事館等において、戸籍法に基づく市町村長に対する日本国籍喪失届（戸籍法103条、第1条）を提出したことを持って、法務大臣に対する国籍離脱届（国籍法第13条第1項）があったのだとして、上記原告らの日本国籍喪失を決定づけようとするかも知れない。しかし、そのような論理は成立しえない。

なぜなら、まず、①日本国籍の得喪は、国籍法の定めによって生じるものであり（国籍法第1条）、国籍法には戸籍法の届出によって日本国籍喪失を生じさせる旨の定めはない。

さらに、②戸籍法上の国籍喪失届は外国国籍取得という事実を市町村長に報告するものに過ぎず（甲11・江川133～134頁）、国籍離脱に向けた意思表示を含む国籍法上の国籍離脱届とは、本質的に大きく異なる。

それゆえ、戸籍法上の国籍喪失届を国籍法上の国籍離脱届と見なし、前者を後者として扱うことは許されない。

(ウ) 以上のとおり、上記原告らは、日本国籍を喪失しておらず、現在も日本国籍を有している。

イ 原告 7 及び原告 8 が外国国籍を取得しても日本国籍を失わないこと

国籍法第 11 条第 1 項は違憲無効なので、原告 7 及び原告 8 が、自己の志望によりイスラエル国籍またはフランス国籍など外国の国籍を取得しても、日本国籍を自動的に失うことはない。

4 国家賠償請求について

(1) 立法不作為と被告の過失

ア 上述のとおり、外国国籍の取得を日本国籍の自動的喪失原因とする国籍法（昭和 25 年法律第 147 号）の規定（現第 11 条第 1 項。昭和 25 年当時は第 8 条。）は、明治憲法下の旧国籍法第 20 条の規定をそのまま受け継いだものであり、現行憲法（昭和 22 年施行）下で許容される規定ではなく、施行された昭和 25 年（1950 年）当初から明白に違憲無効であった。

しかも、被告は、被告が同条項の立法目的すなわち「重国籍発生防止」を基礎づける根拠とする「国籍单一の原則」など存在しないことを、明治国籍法制定時に認識していたし（甲 25）、第 2 次世界大戦後には国連文書等を調査することで、1950 年代半ばには再確認することもできた（甲 26 の 1）。

したがって、被告は、昭和 25 年（1950 年）あるいは遅くとも昭和 30 年代初頭には、重国籍発生防止の必要性の有無を、国家の視点からではなく国民個々人の視点から再検討し、同条項を削除または改正することが、憲法上求められていた（憲法第 13 条）。

イ 加えて被告は、父母両系血統主義を導入し重国籍の発生を決定的に避けがたいものとした昭和59年（1984年）国籍法改正案国会審議の前年、永田の意見書によって「国籍唯一の原則」が存在していないことを知らされていた（甲27）。さらに、昭和59年（1984年）には国際法の第一人者によって「国籍唯一の原則」を固守することの合理性、必要性に対する強烈な疑問を突きつけられていた（甲31、芹田健太郎、国籍単一の原則に対する疑問）。

したがって、被告は、遅くとも昭和59年（1984年）時点では、重国籍発生防止の必要性を、国家の視点からではなく国民個々人の視点から再検討し、国籍法第11条第1項を削除または改正することが、憲法上確実に求められていた（憲法第13条）。

ウ 2000年代に入ると、国会でも重国籍防止の必要性に疑問が投げかけられ、重国籍の容認を求める請願署名が国会に対してなされるようになり（甲32、甲29、甲30）、憲法上の理由からこの問題を解決すべきことを被告は容易に認識でき、そうすることも可能であった。

たとえば、平成15年（2003年）には、「いまや必ずしも「国籍唯一の原則」が絶対的な理想とされているとはいえない状況にある。……（国籍法の）先の改正から20年が経過し、我が国の国籍法も見直しを検討する時期が到来しているのではないか」との指摘が国立国会図書館立法調査局の岡村美保子によってなされた（甲29）。平成21年（2009年）には、「例えば、国内においては、現行の国籍法がとっている国籍選択制度等による重国籍防止策を維持するが、主に国外に生活の拠点を有する者については、日本と居住国の重国籍を許容するといったような対応も考えられ

る」との提案が、参議院第三特別調査室の大山尚によってなされた（甲30）。

ところが被告は、「国籍唯一の原則」という実体のない幻想にこだわり続け、国民に重大な権利侵害を生じさせている国籍法第11条第1項の改正を、行なわなかつた。

（2）立法不作為に起因する損害の発生

ア 上記（1）の立法不作為により、原告1、原告2、原告3、原告4、原告5及び原告6は、国籍法の形式上は日本国籍を喪失する要件に該当することになり、国籍法第11条第1項の存在を前提に祖国の国籍を失ってしまったと考え、著しい精神的苦痛を受けた。

その損害を金銭に換算すると、各人につき金50万円を下らない。

イ 上記損害はすべて、現実世界では達成不可能な「国籍单一の原則」というお題目の実現を目的とする国籍法第11条第1項の削除あるいは改正を、被告が実現していれば起きなかつたことである。

よって、原告1、原告2、原告3、原告4、原告5及び原告6の被った上記損害と被告の立法行為とには因果関係がある。

ウ 以上により、原告1、原告2、原告3、原告4、原告5及び原告6は、被告に対して、各人少なくとも50万円の損害賠償請求権を有する（国家賠償法第1条第1項）。そこで同人らは、被告に対し、各人につき損害賠償金50万円及びその1割の弁護士費用5万円の支払いを求める。

第3 結論

よって、原告らは、国籍法第11条第1項は憲法第13条、第14条、第22条第2項に違反して無効であるので、原告1、原告2、原告3、原告4、原告5及び原告6が日本国籍を有することを確認するとの判決、並びに、原告7及び原告8が外国国籍を取得しても日本国籍を失わない地位にあることを確認する、との判決を求める。

さらに、原告1、原告2、原告3、原告4、原告5及び原告6は、被告は、原告1、原告2、原告3、原告4、原告5及び原告6に対して、国家賠償法第1項第1項に基づき、各人につき金50万円及び弁護士費用金5万円とこれらの金員に対する本件訴状送達の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を支払え、との判決を求める。

以上

証拠方法

証拠説明書記載のとおり。

附属書類

- 1 訴状副本 1通
- 2 甲1号証ないし甲32号証写し 各2通
- 3 証拠説明書 2通
- 4 訴訟委任状 各1通（計8通）